

## 上下水道の届出

次のような場合は届出が必要です。印鑑を持参の上、水道課の窓口で手続きをしてください。

### ■使用を開始するとき

- ▽市外から引っ越ししてこられるとき
- ▽市内で転居されるとき
- ▽一時休止していた水道の使用を再開するとき

### ■使用を止めるとき

- ▽市外へ引っ越しされるとき
- ▽市内で転居されるとき
- ▽長期間水道を使わないとき
- ▽建て替えなどで家を取り壊すとき

### ■使用者などが変わるとき

▽使用者または所有者の氏名や名称が変わるとき

※アパートについては、届出の必要がない場合もあります。アパート管理会社または水道課でご確認ください。

### 【井戸水などを使用の方は】

井戸水などを使用している場合の下水道料金は、使用人数により使用水量を認定して計算します。

使用人数に変更があったときや井戸水などを使用しなくなったときは、下水道課に届出をしてください。

水道水のみを使用している場合や井戸水のメーターを設置している場合は、届出の必要はありません。

### ■照会先

下水道課 (☎23-77708)

## 日本再生人材育成支援奨励金

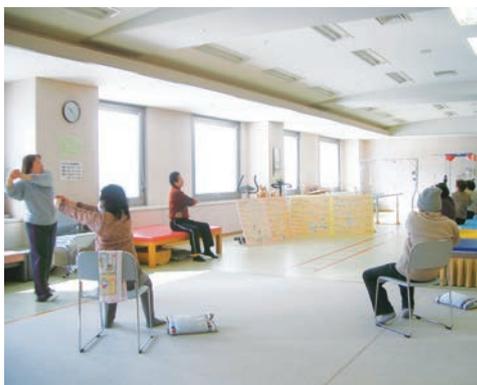
健康、環境、農林漁業などの分野において、雇用する労働者（非正規雇用を含む）に一定の職業訓練を行う事業主に對し、経費などを支給する奨励金が創設されました。

### ■照会先

岐阜労働局 (☎058-263-5650) またはハローワーク関 (☎22-32223)

## わかくさ・プラザ リハビリ室の自由利用日

わかくさ・プラザ「総合福祉会館2階・リハビリ室」では、自由に利用できる日を設けています。筋力が低下している方や関節が硬くなっている方、体を動かす場所を希望する方など、ぜひご利用ください。



### ■自由利用日

▽毎週水曜日 午前9時30分～11時45分

▽毎週金曜日 午後1時15分～3時30分（専門スタッフのアドバイスが受けられます）

※利用には登録が必要です。保健センターまたはリハビリ室にて登録してください。

### ■利用料

無料

### ■照会先

関市保健センター (☎24-0111 FAX23-6757)

## 関市防災訓練補助金

市では、住民の自助・共助の推進を図るため、自主的に実施する防災訓練に對して、補助金を交付します。

### ■対象

自主防災会

### ■要件

自主防災会が主催する防災訓練で、5000円以上の経費を支出する訓練（避難・消火・救命救助・炊出し訓練など）

### ■補助金額

5000円（年4回まで）

※2つ以上の自主防災会が合同で実施する場合は、訓練に要した費用の1000円未満を切り捨てた額または合同で訓練を行った自主防災会の数に5000円を乗じて得た額のいずれか低い額（年1回まで）

### ■申請方法

訓練を実施する日の前日（開庁日）までに危機管理課へ申請してください。

### ■照会先

危機管理課 (☎23-7736 FAX23-7748)

広告

# 有料広告